**８　計算書類に係る処理標準（記載科目）について**

|  |
| --- |
|  |

■根拠法令等

令和７年７月11日付け学第295号通知

|  |
| --- |
| 学第295号  令和７年７月11日  　各私立学校設置者　様  岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長  計算書類に係る処理基準（記載科目）について（通知）  　このことについて、令和６年文部科学省令第28号により学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の一部が改正されたことに伴い、岩手県知事が所轄する学校法人の計算書類に係る処理基準（記載科目）について、別表第１～別表第３のとおりとしましたので、令和７年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用してください。  記  １　記載科目について  (１)　大科目について  　　　大科目は、学校法人会計基準に定めた科目以外の使用ができないことから、必ず処理基準（記載科目）に示す科目を使用すること。  (２)　小科目について  　　　小科目は、原則として処理基準（記載科目）に示す科目を使用するものとするが、必要に応じて、各学校法人等において適切な科目を設定の上、処理することができること。  　(３)　その他  　　　学校法人会計基準第11条第２項（引当金）関係について、学校法人が、令和７年度の期首時点で発生している引当金を令和７年度貸借対照表に計上する場合における令和７年度の事業活動支出として引当金に繰り入れる金額は、事業活動収支計算書の「特別収支」の大科目「その他の特別支出」に「（何）引当金特別繰入額」などの小科目を設けて処理することができること。  ２　計算書類について  計算書類は、学校法人会計基準に定める様式により、各様式に示された注記等に従って作成すること。  なお、会計監査人非設置の知事所轄学校法人は、学校法人会計基準に定める活動区分資金収支計算書（第４号様式）の作成を省略することができること。また、会計監査人非設置の知事所轄学校法人で高等学校を設置しない学校法人は、基本金明細書（第７号様式）の作成を要しないこと。 |

別表第１

貸　借　対　照　表　記　載　科　目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資産の部 | | | |
| 科　　　　　　　目 | | | 説　　　　　　　　明 |
| 大　科　目 | 中　科　目 | 小　科　目 |
| 固定資産 | 有形固定資産 | 土　　　　　地  建　　　　　物  構　　築　　物  機　器　備　品  図　　　　　書  車　　　　　両  建設仮勘定 | 貸借対照表日後１年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が１年未満になっているものであっても使用中のものを含む。  建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。  プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう。  標本及び模型を含む。  建設中又は製作中の有形固定資産をいい、工事前払金、手付金等を含む。 |
|  | 特定資産  その他の固定資産 | 第２号基本金引当特定  資産  第３号基本金引当特定  資産  （何）引当特定資産  借　　　地　　　権  電　話　加　入　権  施　設　利　用　権  ソフトウエア  有　価　証　券  収益事業元入金  長　期　貸　付　金 | 使途が特定された預金等をいう。  地上権を含む。  専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう。  長期に保有する有価証券をいう。  収益事業に対する元入額をいう。  その期限が貸借対照表日後１年を超えて到来するものをいう。 |
| 流動資産  資産の部合計 |  | 現金預金  未収入金  貯蔵品  短期貸付金  有価証券 | 学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう。  減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。  その期限が貸借対照表日後１年以内に到来するものをいう。  一時的に保有する有価証券をいう。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 負債の部 | | |
| 科　　　　　　　目 | | 説　　　　　　　　明 |
| 大　科　目 | 小　科　目 |
| 固　定　負　債 | 長　期　借　入　金  学　　　校　　　債  長期未払金  退職給与引当金 | その期限が貸借対照表日後１年を超えて到来するものをいう。  同　　上  同　　上  退職給与規程等による計算に基づく退職給与引当額をいう。 |
| 流　動　負　債  負債の部合計 | 短　期　借　入　金  １年以内償還予定  学校債  手形債務  未　　　払　　　金  前　　　受　　　金  預　　　り　　　金 | その期限が貸借対照表日後１年以内に到来するものをいい、資金借入れのために振り出した手形上の債務を含む。  その期限が貸借対照表日後１年以内に到来するものをいう。  物品の購入のために振り出した手形上の債務に限る。  教職員の源泉所得税、社会保険料等の預り金をいう。 |
| 純資産の部 | | |
| 科　　　　　　　目 | | 説　　　　　　　　明 |
| 大　科　目 | 小　科　目 |  |
| 基本金  繰越収支差額  純資産の部合計 | 第１号基本金  第２号基本金  第３号基本金  第４号基本金  翌年度繰越収支差額 | 第13条第１項第１号に掲げる額に係る基本金をいう。  第13条第１項第２号に掲げる額に係る基本金をいう。  第13条第１項第３号に掲げる額に係る基本金をいう。  第13条第１項第４号に掲げる額に係る基本金をいう。 |
| 負債及び純資産の部合計 |  |  |

別表第２

事　業　活　動　収　支　計　算　書　記　載　科　目

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 教育活動収支 | 事業活動収入の部 | 科　　　　　　　目 | | 説　　　　　　　　明 |
| 大　科　目 | 小　科　目 |
| 学生生徒等納付金 | 授業料  入学金  実験実習料  施設設備資金  基本保育料  特定保育料  その他学生生徒納付金 | 聴講料、補講料等を含む。  教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。（教育実習費用収入、保育実習費収入等）  施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。  特定教育・保育施設が世帯所得等を勘案して市町村が定める額を保護者から徴収する収入をいう。  特定保育・保育施設が教育・保育の質向上を図る上で特に必要な対価として保護者から徴収する収入をいう。  暖房費、教材費、遠足等収入をいう。 |
| 手数料 | 入学検定料  試験料  証明手数料  入学受入準備費  その他手数料 | その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。  編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。  在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。  特定保育・保育施設が入園やその準備等に係る事務手続きに要する費用の対価として保護者から徴収する収入をいう。  教材、参考図書の取扱い手数料等をいう。 |
| 寄付金 | 特別寄付金  一般寄付金  現物寄付 | 施設設備寄付金以外の寄付金をいう。  用途指定のない寄付金をいう。  施設設備以外の現物資産等の受贈額をいう。 |
| 経常費等補助金 | 国庫補助金  県費補助金  市町村補助金  施設型給付費 | 施設設備補助金以外の補助金をいう。  日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。  県からの補助金をいう。  市町村からの補助金をいう。  特定教育・保育施設が保護者に代わり市町村から支払いを受けた施設型給付費の収入をいう。 |
| 付随事業収入 | 補助活動収入  附属事業収入  受託事業収入 | 食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。  附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。  外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。 |
| 雑収入  教育活動収入計 | 施設設備利用料  廃品売却収入  岩手県私学振興会交付金収入  その他の雑収入 | 施設設備利用料、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。  売却する物品に帳簿残高がある場合には、売却収入が帳簿残高を超える額をいう。  岩手県私学振興会からの退職手当資金交付金をいう。 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 教育活動収支 | 事業活動支出の部 | 科　　　　　　　目 | | 説　　　　　　　　明 |
| 大　科　目 | 小　科　目 |
| 人件費 | 教員人件費  　本務教員給与  兼務教員給与  職員人件費  　本務職員給与  　兼務職員給与  役員報酬  退職給与引当金繰入額  退職金  その他人件費 | 教員（校長又は園長を含む。以下同じ。）に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。  教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。  理事及び監事に支払う報酬をいう。  退職給与引当金への繰入れが不足していた場合には、当該会計年度における退職金支払額と退職給与引当金計上額との差額を退職金として記載するものとする。 |
| 教育管理経費 | 消耗品費  光熱水費  旅費交通費  奨学費  修繕費  通信運搬費  印刷製本費  使用料及び賃借料  保険料  公租公課諸会費  会議、交際費  福利厚生費  車両燃料費  報酬、委託、手数料  その他の教育管理経費  ※  減価償却額 | 電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。  貸与の奨学金を除く。  土地、建物、設備、備品の補修、修繕に要した経費をいう。  入学募集要項経費も含む。  建物、車両等に対する保険料をいう。  印紙税、登録費、自動車税及び各研究団体等に支出する経費をいう。  茶菓、食事、贈答品代等（交際費接待費）  教職員等の福利厚生に支出する経費（保健、衛生、慰安等）  講師、公認会計士、弁護士、経営コンサルタント等に対する報酬、コンピューター手数料等をいう。  上記のいずれの科目にも該当しない教育管理経費をいう。  ※  減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。 |
| 徴収不能額等  教育活動支出計 | 徴収不能引当金繰入額  徴収不能額 | 徴収不能引当金への繰入れが不足していた場合には、当該会計年度において徴収不能となった金額と徴収不能引当金計上額との差額を徴収不能額として記載するものとする。 |
|  |  |  |
| 教育活動収支差額 | | |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 科　　　　　　　目 | | | | 説　　　　　　　　明 |
| 大　科　目 | | 小　科　目 | |
|  | |  | |  |
| 教育活動外収支 |  | |  | 第３号基本金引当特定資産運用収入  その他の受取利息・配当金  収益事業収入 | | 第３号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。  預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、第３号基本金引当特定資産運用収入を除く。  収益事業会計からの繰入収入をいう。 |
| 事業活動収入の部 | 受取利息・配当金  その他の教育活動外収入  教育活動外収入計 | |
| 事業活動支出の部 | 借入金等利息  その他の教育活動外支出  教育活動外支出計 | | 借入金利息  学校債利息 | |  |
| 教育活動外収支差額 | | | | |  |
| 経常収支差額 | | | | | |  |
| 特別収支 | 事業活動収入の部 | 資産売却差額  その他の特別収入  特別収入計 | | 施設設備寄付金  現物寄付  施設設備補助金  過年度修正額 | | 資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額をいう。  施設設備の拡充等のための寄付金をいう。  施設設備の受贈額をいう。  施設設備の拡充等のための補助金をいう。  前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の収入となるもの。 |
| 事業活動支出の部 | 資産処分差額  その他の特別支出  特別支出計 | | 災害損失  過年度修正額 | | 資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合のその超過額をいい、除却損又は廃棄損を含む。  前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の支出となるもの。 |
| 特別収支差額 | | | | | |  |
| （予　備　費） | | | | | |  |
| 基本金組入前当年度収支差額 | | | | | |  |
| 基本金組入額合計　　△ | | | | | |  |
| 当年度収支差額 | | | | | |  |
| 前年度繰越収支差額 | | | | | |  |
| 基本金取崩額 | | | | | |  |
| 翌年度繰越収支差額 | | | | | |  |
| （参考） | | | | | | |
| 事業活動収入計 | | | | |  | |
| 事業活動支出計 | | | | |  | |

別表第３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資　金　収　支　計　算　書　記　載　科　目 | | |
| 収入の部 | | |
| 科　　　　　　　目 | | 説　　　　　　　　明 |
| 大　科　目 | 小　科　目 |
| 学生生徒等納付金収入 | 授業料収入  入学金収入  実験実習料収入  施設設備資金収入  基本保育料収入  特定保育料収入  その他学生生徒納付金収入 | 聴講料、補講料等を含む。  教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。（教育実習費用収入、保育実習費収入等）  施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。  特定教育・保育施設が世帯所得等を勘案して市町村が定める額を保護者から徴収する収入をいう。  特定保育・保育施設が教育・保育の質向上を図る上で特に必要な対価として保護者から徴収する収入をいう。  暖房費、教材費、遠足等収入をいう。 |
| 手数料収入 | 入学検定料収入  試験料収入  証明手数料収入  入学受入準備費収入  その他手数料収入 | その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。  編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。  在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。  特定保育・保育施設が入園やその準備等に係る事務手続きに要する費用の対価として保護者から徴収する収入をいう。  教材、参考図書の取扱い手数料等をいう。 |
| 寄付金収入 | 特別寄付金収入  一般寄付金収入 | 用途指定のある寄付金をいう。  用途指定のない寄付金をいう。 |
| 補助金収入 |  |  |
|  | 国庫補助金収入  県費補助金収入  市町村補助金収入 | 日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。  県からの補助金をいう。  市町村からの補助金をいう。 |
|  | 施設型給付費収入 | 特定教育・保育施設が保護者に代わり市町村から支払いを受けた施設型給付費の収入をいう。 |
| 資産売却収入  付随事業・収益事業収入 | 施設売却収入  設備売却収入  有価証券売却収入  その他固定資産売却収入  補助活動収入  附属事業収入  受託事業収入  収益事業収入  その他事業収入 | 固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。  機器備品、図書、車両売却収入等をいう。  食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。  附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。  外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。  収益事業会計からの繰入収入をいう。 |
|  |  |  |
| 受取利息・配当金収入  雑収入  借入金等収入 | 第３号基本金引当特定資産運用収入  その他の受取利息・配当金収入  施設設備利用料収入  廃品売却収入  岩手県私学振興会交付金収入  その他の雑収入 | 第３号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。  預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、第３号基本金引当特定資産運用収入を除く。  施設設備利用料収入、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。  岩手県私学振興会からの退職手当資金交付金をいう。 |
|  | 長期借入金収入  短期借入金収入  学校債収入 | その期限が貸借対照表日後1年を越えて到来するものをいう。  その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。 |
| 前受金収入 | 授業料前受金収入  入学金前受金収入  実験実習料前受金収入  施設設備資金前受金収入  その他の前受金収入 | 翌年度入学の児童、生徒等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受金収入をいう。 |
| その他の収入  資金収入調整勘定 | 第２号基本金引当特定資産取崩収入  第３号基本金引当特定資産取崩収入  （何）引当特定資産取崩収入  前期末未収入金収入  貸付金回収収入  預り金受入収入  期末未収入金　△  前期末前受金　△ | 上記の各収入以外の収入をいう。  前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入をいう。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支出の部 | | |
| 科　　　　　　　目 | | 説　　　　　　　　明 |
| 大　科　目 | 小　科　目 |
| 人件費支出  教育管理経費支出 | 教員人件費支出  　本務教員給与支出  兼務教員給与支出  職員人件費支出  　本務職員給与支出  　兼務職員給与支出  役員報酬支出  退職金支出  その他人件費支出 | 教員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。  教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。  理事及び監事に支払う報酬をいう。  上記のいずれの科目にも該当しない人件費支出をいう。 |
|  | 消耗品費支出  光熱水費支出  旅費交通費支出  奨学費支出  修繕費支出  通信運搬費支出  印刷製本費支出  使用料及び貸借料支出  保険料支出  公租公課諸会費支出  会議、交際費支出  福利厚生費支出  車両燃料費支出  報酬、委託、手数料支出  その他の教育管理経費支出 | 電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。  貸与の奨学金を除く。  土地、建物、設備、備品の補修、修繕に要した経費をいう。  入学募集要項経費も含む。  建物、車両等に対する保険料をいう。  印紙税、登録費、自動車税及び各研究団体等に支出する経費をいう。  茶菓、食事、贈答品代等（交際費接待費）  教職員等の福利厚生に支出する経費（保健、衛生、慰安等）  講師、公認会計士、弁護士、経営コンサルタント等に対する報酬、コンピューター手数料等をいう。  上記のいずれの科目にも該当しない教育管理経費をいう。 |
| 借入金等利息支出 | 借入金利息支出  学校債利息支出 |  |
| 借入金等返済支出 | 借入金返済支出  学校債返済支出 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設関係支出 | 土地支出  建物支出  構築物支出  建設仮勘定支出 | 整地費、周旋料等の施設の取得に伴う支出を含む。  建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備のための支出を含む。  プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物のための支出をいう。  建物及び構築物等が完成するまでの支出をいう。 |
| 設備関係支出 | 機器備品支出  図書支出  車両支出  ソフトウエア支出 | 実験実習器具、楽器、机、椅子、ストーブ、電話、消火器等の購入、取付け、運搬に要した経費支出をいう。（標本及び模型の取得のための支出を含む。）  長期間にわたって（図書台帳に記載されるもの）保存使用される図書を取得するための支出をいう。（新聞、雑誌は除く。）  乗用車、スクールバス、バイク等  ソフトウエアに係る支出のうち資産計上されるものをいう。 |
| 資産運用支出 | 有価証券購入支出  第２号基本金引当特定資産繰入支出  第３号基本金引当特定資産繰入支出  （何）引当特定資産繰入支出  収益事業元入金支出 | 収益事業に対する元入額の支出をいう。 |
| その他の支出 | 貸付金支払支出  手形債務支払支出  前期末未払金支払支出  預り金支払支出  前払金支払支出 | 収益事業に対する貸付金の支出を含む。 |
| （予　備　費） |  | 予備費は予算科目であって、これを使用した場合は、当該振替科目とその振替金額を付記又は注記する。 |
| 資金支出調整勘定 | 期末未払金　　△  前期末前払金　△ |  |
| 翌年度繰越支払資金 |  |  |
| 支出の部合計 |  |  |